

「地下鉄」事業に関する

要 望 書

(平成27年度予算)

平成 26 年 7 月

一般社団法人 日本地下鉄協会

一般社団法人 日本地下鉄協会

会 長 (福 岡 市 長) 高 島 宗一郎

副会長 (東京地下鉄株式会社社長) 奥 義 光

副会長 (東京都交通局長) 新 田 洋 平

副会長 (東武鉄道株式会社社長) 根 津 嘉 澄

普通会員鉄道事業者

東京地下鉄(株)	阪神電気鉄道(株)
東京都	京浜急行電鉄(株)
大阪市	近畿日本鉄道(株)
名古屋市	京阪電気鉄道(株)
札幌市	名古屋鉄道(株)
横浜市	京王電鉄(株)
神戸市	西武鉄道(株)
京都市	山陽電気鉄道(株)
福岡市	北大阪急行電鉄(株)
仙台市	神戸電鉄(株)
東日本旅客鉄道(株)	北総鉄道(株)
東京急行電鉄(株)	埼玉高速鉄道(株)
小田急電鉄(株)	広島高速交通(株)
阪急電鉄(株)	東葉高速鉄道(株)
東武鉄道(株)	横浜高速鉄道(株)
京成電鉄(株)	株大阪港トランスポートシステム

以上 32 事業者

要 望 書

地下鉄の建設・整備とその運営につきましては、日頃から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

地下鉄は、大都市における基幹的交通手段として、安全で快適な輸送サービスを提供し、国民生活の利便性の向上と安全・安心を確保するとともに、併せて、道路混雑の緩和とCO₂の排出削減にも資するものであります。

しかしながら、その整備には、巨額かつ長期の投資を必要とし、現下の経済情勢等を勘案すると、経営環境は、より一層厳しい状況となっております。加えて、2020年オリンピック・パラリンピック開催に伴う施設整備等も喫緊の課題であります。

つきましては、地下鉄の一層の整備と地下鉄経営の健全化を推進するため、国の平成27年度予算等において、次の措置を実現されますよう特段のご高配をお願い申し上げます。

要 望 事 項 一 覧

- I. 地下高速鉄道事業に係る補助金の確保と財政措置の拡充
- II. 「エコレールラインプロジェクト事業」の補助金等の充実
- III. 公営地下鉄事業の経営の安定及び経営基盤の強化のための
財政措置
- IV. 交通事業への一般会計の負担金等に対する財政措置

I. 地下高速鉄道に係る補助金の確保と財政措置の拡充

(国土交通省、総務省)

1. 地下鉄を含む都市鉄道は、都市交通ネットワークの主軸であり、その機能と安全性の向上を図るため、予算の重点配分により、補助金の所要額を確保すること。

2. 地下高速鉄道整備事業費補助制度について、次の事項の実現を図ること。

(1) 次の鉄道施設の整備について、補助金の所要額を確保すること。

a 地下鉄ネットワークの充実

(福岡市七隈線の延伸、仙台市東西線の新設)

b 混雑緩和と運行遅延の防止のための駅の大規模改良

c トンネル、高架橋、駅等の耐震対策

d ホームドア等の新設、増設

e 高齢者や障害者のためのエレベーター等の新設、増設

(注)特に、2020年のオリンピック・パラリンピックに備え、上記

b、d、eの確実な整備が必要である。

(2) 次の事業について、新たに補助対象とするとともに、所要の財政措置を講ずること。

- a 津波、氾濫に伴う浸水対策
- b トンネル等について行う長寿命化を目的とした工事や漏水による劣化の機能回復工事
- c 安全・防災対策のために必要な車両や保安装置の改修・更新
- d 耐用年数を迎える車両や保安装置の改修・更新

(3) 現在国のみが実施している「補助対象事業費に 90%を乗じる」措置を撤廃し、地方公共団体と同額の補助とすること。

3. 安全かつ低コストで整備可能となるホームドア等の技術開発を促進すること。

Ⅱ. 「エコレールラインプロジェクト事業」の補助金等の充実

(環境省、国土交通省、総務省)

「エコレールラインプロジェクト事業」については、低炭素社会の実現に向けての重要な事業であり、次の事項の実現を図ること。

① 補助率を1/3から1/2に引き上げるとともに、補助金の所要額を確保すること。

また、同事業について、地方財政措置を講ずること。

② 電力計測機器の購入・設置及び事業実施に不可欠な範囲の既存施設の撤去費用を補助対象とすること。

③ 補助金の申請手続の簡素化を図ること。

Ⅲ. 公営地下鉄事業の経営の安定及び経営基盤の強化のための財政措置

(総務省)

1. 公的資金の高金利企業債の繰上償還

公的資金の補償金なし繰上償還の制度を再度、創設し、金利4%以上の企業債の残債について、繰上償還の対象とすること。

2. 公営地下高速鉄道事業の特例債制度

再特例債制度(平成 25～34 年度)により発行した特例債の利子について、新たな財政措置を講ずること。

3. 企業債の発行償還条件

事業施設の実質耐用年数等を踏まえた償還期限の延長を図ること。

4. 資本費負担緩和債及び資本費平準化債

- (1) 発行限度額及び許可要件の緩和と、利払いに対する所要の財政措置を講ずること。
- (2) 公的資金の借入れも可能になるよう措置すること。

IV. 交通事業への一般会計の負担金等に対する財政措置

(総務省)

1. 交通事業への一般会計の負担金、補助金及び出資金について、地方交付税及びその他の交付金等による十分な財政措置を講ずること。
2. 特に、地下鉄事業における新線建設並びに既存施設の老朽化、耐震及びバリアフリー化等に係る大規模改良工事に対する出資金及び補助金について、従来と同様な制度を構築し、所要の財政措置を図ること。

